

岡山県南部水道企業団における障害者活躍推進計画

令和2年4月1日

岡山県南部水道企業団  
企業長 片山 寛一

岡山県南部水道企業団における障害者活躍推進計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、企業長が策定する障害者活躍推進計画である。

機関名	岡山県南部水道企業団
任命権者	企業長 片山 寛一
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
企業団における障害者雇用に関する課題	<p>当企業団は、現在在職する職員は34名で、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>過去には、在職中に疾病・事故等により障害者となった職員（以下「中途障害者」という。）が若干名在籍することもあったが、これまで個々の事情に即した対応をしてきており、特に問題は生じなかった。今後、中途障害者となる職員が発生することも含めて障害者が在職する可能性もあるが、これまで組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目標	
(1) 採用に関する目標	障害者に限定した募集・採用を行うことは、技術系職員の割合が大きく職員数も少ないことから、慎重な検討を要するものとするが、通常の採用試験においては、障害者への合理的配慮について検討を加えるなど、障害者の応募も念頭において募集を行うこととする。
(2) 定着に関する目標	なし
取組内容	
(1) 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>ア 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>イ 障害者である職員が在籍することとなった場合は、障害者職業生活相談員の選任の有無に関わらず、総務課に相談窓口を設置し庁内に周知する。</p> <p>ウ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か</p>

	<p>月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、資格認定講習を受講させる。</p>
<p>(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>身体障害等により従来業務遂行が困難となった中途障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務を選定、創出するとともに、職場環境の整備や通院への配慮などを行い、働き方について必要な検討を加える。</p>
<p>(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>ア 相談窓口への相談のほか、人事面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、職場としての過度な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>イ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> <li>・「自力で通勤できること」を条件に設定する。</li> <li>・「介助者なしで業務遂行が可能なこと」を条件に設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」を条件に設定する。</li> </ul>
<p>(4) その他</p>	<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>